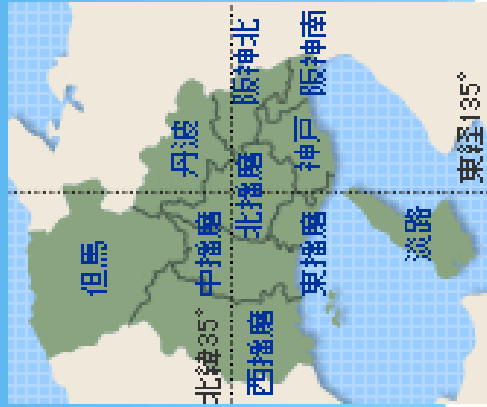




平成28年度 地方分権改革に関する提案募集

幼保連携型認定こども園における園庭の位置 及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化



平成28年7月12日

兵庫県

幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化

現 状 ・ 課 題

認定こども園に整備する園庭は、原則として、同一敷地内でなければならず、必要とされる面積も法により「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同じ面積基準が求められている。

整備用地が少ない都市部では、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、施設整備における計画変更を余儀なくされた事例もある。

支 障

【せきれい保育園(兵庫県加古川市)の事例】

- 園児数: 140人(3歳児以上・3学級)
- JR土山駅から約400m
- 必要な園庭面積: 約470㎡
- 園庭面積確保: 不可(350㎡)
- 代替地(近隣公園)の確保: 不可
(園から200m以上離れており、園児の安全確保や常時活用の困難さから利用不可)



◎代替策として「屋上園庭」を追加で整備(計画変更)
(地上350㎡+屋上140㎡=490㎡)

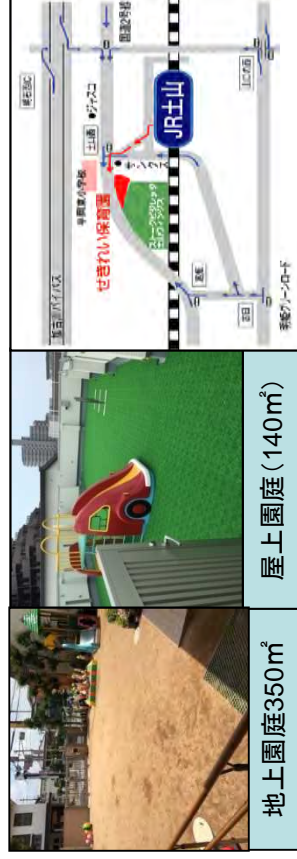
提 案

見 直 し

認定こども園における園庭の位置や面積について、「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に見直し、地域の実情に応じて規定できるようにする。

効 果

一億総活躍社会の実現に向け、国全体で保育の受け皿の拡大に取り組む必要がある中、駅に近く、利便性の高い地域での認定こども園の整備が必要になる。園庭の設置場所に係る要件が緩和されることで、利用者にとってより利便性の高い地域での認定こども園の整備が可能になる。



幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準

○就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(第13条第2項)

都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

- 1 (略)
- 2 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

○幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

(第6条)

幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

1～6 (略)

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(㎡)
2学級以下	330+30×(学級数-1)
3学級以上	400+80×(学級数-3)

- ロ 3.3㎡×満3歳以上の園児数
- (2) 3.3㎡×満2歳以上、満3歳未満の園児数

【同基準の運用上の取り扱いについて】

- 3 園舎、園庭及び設備について
 - 代替地について
隣接する位置に設けられる代替地(公園等)については、園児の安全な移動や利用、日常生活等の要件を満たす場合に限り活用可能
 - 屋上園庭について
一定の要件のもとで面積への算入が可能

兵庫県内市町別認定こども園設置状況

類型	市町別認定こども園設置状況(類型・設置者別)												H28.4.1現在								
	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			特定認可外 保育施設型			合計								
	公立	学校法人	社会福祉法人	小計	公立	学校法人	社会福祉法人	その他	小計	公立	学校法人	社会福祉法人	その他	小計	公立	学校法人	社会福祉法人	その他	小計		
設置者																					
市町名																					
神戸市		14	67		16				16												0
尼崎市		4	1		6				6												0
西宮市			4		2				2												0
芦屋市					1				1												0
伊丹市	1	2			1				1												0
宝塚市					2				2												0
川西市		3	2		5				5												0
三田市		1			7				7												0
猪名川町		2																			0
明石市	1		1		2				2												0
加古川市		4	6		10				10												0
高砂市			2		2				2												0
西脇市		1	10		12				12												0
三木市	1	1	1		3				3												0
加西市	3		5		8				8	1											0
加東市		3	3		3				3												0
多可町	7	4	22		33				33												6
姫路市	4		2		6				6												7
相生市			1		1				1												0
たつの市	3		6		9				9												0
赤穂市					0				0												0
宍粟市			2		2				2												0
太子町					0				0												0
上郡町					0				0												1
豊岡市	6	1	5		12				12												0
養父市	8		3		11				11												0
朝来市	7		1		8				8												0
新温泉町	3				3				3												0
香美町					0				0												1
篠山市	1		1		2				2												0
丹波市	1		8		8				8												0
南あわじ市	1		2		3				3												0
淡路市	1		1		2				2												0
合計	52	33	163	0	248	2	43	0	45	0	0	19	3	22	1	0	0	6	7	55	76
政令・中核市	7	22	94	0	123	0	30	0	30	0	0	7	1	8	0	0	0	6	6	7	52
その他市町	45	11	69	0	125	2	13	0	15	0	0	12	2	14	1	0	0	0	1	48	24
																					81
																					9
																					322
																					7
																					167
																					2
																					155

「施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲」について

1 提案内容

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求めるもの

2 基礎情報

(1) 待機児童の状況（単位：人）

年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
4 月 1 日時点	4 8	4 9	0	0	0	1 3 6	2 9
1 0 月 1 日時点	1 1 1	1 5 6	9 3	7 8	8 5	2 8 1	

(2) 保育士不足の状況

保育士の有効求人倍率（厚生労働省栃木労働局調べ※平成 28 年 3 月末時点）

地域	求人倍率
栃木県	2. 2 3 倍
宇都宮市	2. 5 9 倍

(3) 保育士確保対策

栃木県と共同で「とちぎ保育士・保育所支援センター」を設置し、県が保有する保育士登録情報を活用しながら、潜在保育士を中心に、保育士に特化した就職相談や就職あっせん、再就職支援等に取り組んでいる。

(4) 認定事務を行う事業所数

年 度	民間施設給与等改善費			処遇改善等加算	
	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
施設数	6 2	6 6	7 0	8 9	1 0 9

※ 平成 2 6 年度までは「民間施設給与等改善費」として、運営費の支弁対象施設が対象

※ 平成 2 7 年度からは「処遇改善等加算」として、施設型給付費等の給付対象施設が対象

3 支障事例・制度改正の必要性

- ・ 新制度施行前（平成26年度）までは、「民間施設給与等改善費」として処遇改善を実施しており、当該加算率の認定に関する事務権限は都道府県のほか指定都市・中核市が有していた。
- ・ 新制度施行後（平成27年度）からは、施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」として処遇改善を実施しており、当該加算率の認定に関する事務権限は全て都道府県に移行した（市町村が取りまとめて都道府県に提出）。
- ・ その結果、認定までの期間が新制度施行前と比較して長期化している（別紙参照）。
- ・ 年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応しているが、施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。
- ・ なお、施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」以外の加算の認定に関する事務権限については、市町村が有している。
- ・ 保育士の確保や就業定着の観点から、保育士等に対し、早期に本来の賃金を支払うことが必要となっている。

4 制度改正による効果

- ・ 都道府県による認定作業を経由しないため、認定までの期間が現行と比較して約4か月程度短縮できる（別紙参照）。
- ・ 概算給付の期間が短縮されるため、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。

「処遇改善等加算」の加算率の認定に係るスケジュール

別紙

